

介護療養病床廃止・医療療養病床削減の中止を求める意見書

政府は、第 164 通常国会において「医療制度改革関連法」を成立させ、平成 24 年 3 月末で 12 万床の介護療養病床を廃止し、平成 18 年現在、23 万床ある医療療養病床（回復期リハビリテーション病棟を除く）を 15 万床に削減することとした。

介護療養病床の廃止・医療療養病床の大幅削減は、唐突に出されたもので、医療や介護の現場をまったく無視したものであり、特別養護老人ホームの待機者数は、全国で 30 万人以上と推計されている。

昨年、厚生労働省がまとめた都道府県の療養病床アンケート調査では、日中・夜間とも自宅で介護できる人がいないとの回答が、医療療養病床で 54.3%、介護療養病床で 61.4%にものぼっている。

また、同調査では、医療療養病床における医療区分 1 のうち、最低でも 59.7%の患者が都道府県が例示した医療処置を実施しており、介護療養病床における医療区分 1 のうち、最低でも 58.4%が都道府県が例示した医療処置を実施していることが判明している。

医療病床の転換先として、介護老人保健施設や特定施設などを示しているが、こうした施設では、介護療養型や医療療養病床のように必要な医療は提供できない。このまま介護療養病床が廃止され、医療療養病床が大幅に削減されれば、どこにも行き場のない、いわゆる「医療難民」や「介護難民」が各地であふれることは明らかである。

よって、政府におかれては、地域住民がいつでもどこでも安心して必要な入院医療を受けられるようにするため、次の事項を実施されるよう強く要望する。

1. 介護療養病床の廃止、医療療養病床の大幅削減計画を中止すること。
2. 地域住民が安心して暮らせるように、介護保険事業計画の参酌基準を見直し、医療・介護・福祉制度や施設等の基盤を充実させること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 3 月 28 日

庄原市議会